

# マンガを用いた著作権教育

布施泉\*1・岡部成玄\*1・中村純\*2・牧野圭一\*3  
Email: ifuse@ec.hokudai.ac.jp

- \*1: 北海道大学情報基盤センター  
\*2: 広島大学情報メディア教育研究センター  
\*3: 京都造形芸術大学

◎Key Words マンガ, 著作権, 創作性

## 1. はじめに

著作権教育をはじめとした知的財産権の教育では、何をすることが許され、また許されないかを理解し、法を順守することが求められる。従って、その学習手法は、具体的な問題事例を示し、何が問題かを説明し、そのような問題行為を禁止するといった、禁止教育となりがちになると考えられる。

情報社会の進展の中、私たちは気軽にインターネットにつながり、他者との相互交流の中で、誰もが共同で著作物を創作する可能性がある。また、他者が創作したものを活かして、新たな創作活動を行う可能性もある。誰もが著作権者となる可能性がある社会で、高等教育においては、他者との関わりの中で、如何に豊かに質の高い創作を行うことができる人材を育てるかが求められる。そのためには、著作権を侵害するような行為を単純に禁止するだけの教育ではなく、何が著作物の著作物性を担保するのか、特に創作性の有無と、排他的保護の権利の兼ね合いについて考察するような学びが必要である。以上を踏まえ、本稿では、一コママンガを用いた著作権教育について検討する。マンガは、絵とセリフから成る表現形式であり、両者の総合的なバランスで全体の表現とその印象が決まっている。その一部を変更することによる著作物としての扱いについて、学習者が各段階で考察を行うことを主体とする学習構成を提案する。

## 2. 著作権を学ぶための学習手法

著作権は、文学や美術等の創作的な表現に与えられる権利である。当然ながら、マンガにも著作権が存在する。本稿では、以下の内容で、一コママンガを題材とした著作権の学習を行う。

内容：

事例1) 一コママンガにおけるセリフと絵の関係

セリフを抜いた一コママンガに見せ、学習者が独自にセリフを挿入し、絵のタイトルを決める。続いて、著者のセリフを見せ、意見を聞く。絵は同一でセリフは異なるマンガに、著作権は存在するかを考察する。

事例2) 短歌とマンガ絵との関係の考察

学習者が、あるテーマ（本授業では大学紹介）に関する五七五七七の短歌を作る。それらの歌を元に作られた一コママンガの絵の部分だけを見て、絵に

についてのイメージを膨らませる。最終的に、絵と短歌の両方を組合せた表現を確認することで、両者のどちらもが、著作物の創作性を成すものとして重要であることを理解する。

いずれも、マンガにおける絵とセリフ（短歌）の組み合わせによる表現の多様性が主題であり、セリフや短歌を抜いたり変更すると、受け手の感じ方が大きく異なることを理解することが重要である。

## 3. 実践結果

本稿では、以下の手順で、一コママンガに関わる事例を題材とした著作権の学習を行った。

期間：2012年前期（4月 - 8月予定：現在第8回終了）

対象：北海道大学1年生23名（文系学部の学生）

行った具体的内容と得られた結果を以下に示す。

### 3.1 一コママンガにおける独自セリフ（翻案：二次的著作物の作成と同一性保持権との関係）

図1に、セリフを抜いた一コママンガを掲載する。その内容に関して、各学習者が自由にセリフを書き入れ、絵のタイトルを付けた。



図1 セリフを抜いた一コママンガ（牧野作）

その後、著者の元のセリフを見せたのち、学習者がそれぞれ入れたセリフの著作物性について考察させた。問いは、「同じ絵に異なるセリフを入れた今回の場合、それは総体として、新しい著作物（二次的著作物）と考えることができると思うか否か」である。結果は、2：3で、著作物と思わないとの意見が多いものの、意見が分かれた。著作物と思う者は、「セリフを入れ替

えることで、内容が全く違うものとなるだけでなく、絵がもたらす余韻までもが異なってくるから。」「絵の作者が伝えたかったイメージと見た人のイメージには違いがあり、セリフはそのイメージに基づいて付けられたものなので、元のものとは違うものになっているから。」と、絵のイメージに対する作り手と受け手の違いや多様性を踏まえ、セリフの重要性と、元のセリフからの異質性を指摘しており、創作と考えられると言う意見である。一方、著作物と思わない者は、「万人が同じだと思える要素が入っていれば、それは著作権の侵害だと思う。」「同じ絵のままでセリフだけを差し替えるのは、新しい二次的な創作物を作り出したというよりも、(元の著作物の同一性というのでしょうか)元の作り出されたままの姿を保つということを侵害していることに近いのではないかと考えたため、それは二次的創作物にならないと思った。」と、一部を入れ替えることにより、元の著作物の著作権(著作者人格権を含む)を侵害していることを指摘する意見が多かった。

### 3.2 短歌から派生したマンガ絵における学習

次に、学習者が作った短歌を元にして作成したマンガにおいて短歌を消し、用いた短歌リストを提示し、学習者にどの短歌を表すものかを選択させた。これらの絵と短歌の関連性についての調査結果を示す。



図2 短歌からイメージされた絵を見て、元の短歌を推察する(牧野作)

図2は、北海道大学の紹介短歌を元にして作成したマンガである。「広大で なんでも揃う キャンパス内 この中ならば 困ること無し(5割が選択:正解)」、「たくさんの サークル・学部 集まった ここ北大で さあどこへ行く?(約3割が選択)」、「動物も 緑もたくさん でっかいぞー! 興味があつたら 北大にきてね!(約1割が選択)」と、学習者の選択は分かれた。

更に上位2つの回答を選択した学習者は、概ね、短歌と絵はマッチしていると回答している。これは、元の短歌リストを提示していても、絵から感じるイメージは受け手で大きく異なることを示している。別の絵に関しては、2種の多数の支持があった歌は、どちらも絵にマッチしているという意見が複数出た。これらの意見は、短歌と絵の連鎖による新たな著作物の創作可能性を示している。

### 4. 考察

事例1は著者のセリフが元からあり、あくまでも著者のマンガを学習者が翻案している事例である。二次的著作物の利用を著者は許諾しているかといった判断の下で、新たな著作物として認められるか、創作性についての判断が下される。一方で、事例2は、学習者の短歌が元であり、絵は短歌から派生したイメージである。さらに、その絵から受けたイメージで、別の短歌を紐づけていくという、つながりが生まれ得る。このようにしてできた作品は、それぞれ新たな著作物と言えるのか否かについて、今後の授業の中で学習者に問う予定である。

著作物が、複数人を介し、次々と派生していく現象は、初音ミクの事例のように、現実社会でも様々なコミュニティ内で起こっている。情報社会で、著作権という権利をどのように考えていくことが望ましいのか、排他的保護の在り方と、コミュニティの中で、著作権は保持するが、共有を前提とする創作物の派生連鎖について、学習者が考察していく意義は大きいと考える。

### 5. まとめ

本稿では、一コママンガにおける絵とセリフ(短歌)といった文字情報の組み合わせを題材とした著作権教育の展開可能性について述べた。一般にマンガは、絵と文字の両者が揃い、その総体として著作物の創作性が議論される。その一部を変更することは、元の著作者の許諾を得ない限りは行ってはいけないことである。しかし、元の著作者の了承がある場合には、著作物に様々な派生物が展開する可能性が広がる。それを踏まえ、同じコママンガを用いた著作権教育であっても、その学習手法は、様々に考えられよう。例えば、本稿で述べた手法(元のマンガのセリフを変えることを通して創作性の有無を考えること、自分の文字情報からのマンガ生成を体験し、そのイメージを再び学習者に思考させることにより、著作物の連鎖可能性を考察すること)などである。

マンガを著作権の学習に用いる利点は大きい。一番の利点は、学習者が構えることなく、気軽に課題に取り組むことができる点である。その後、学習者に当該行為を問うことで、当該問題に対する、より深い考察と理解が可能となる。

著作権教育は単なる禁止教育に留めるのではなく、より広い視野で、私たちの社会でどのような規範を作ることが望ましいかを、学習者個々が考えることができる学習手法と構成が望まれていると考える。今後もマンガを用いた著作権教育の手法について検討を重ね、標準的な学習プログラムを開発していく予定である。